

令和8年6月分から**3か月間**

水道料金・下水道使用料・個別排水処理施設使用料の 基本料金がかかりません

遠軽町では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、物価高騰の影響を受ける町民および事業者への支援として、水道料金・下水道使用料・個別排水処理施設使用料の基本料金を3か月間免除します。

申請などのお手続きは不要です。

対象期間

令和8年6月～8月分
(7月～9月 お支払い分)

対象者

遠軽町と契約のある
すべての世帯・事業者
(官公署・臨時給水を除く)

免除内容

対象期間中、**毎月の水道料金・下水道使用料・個別排水処理施設使用料から以下の基本料金分を免除**します。

※ 1か月あたりの免除される金額 (税込)

免除金額

一般用で契約している方	基本料金 (8m ³ まで)	超過料金 (1m ³ につき)
水道料金	1,672円	@209円
下水道使用料	1,672円	@209円
免除金額	3,344円	

例えば、使用水量が10m³のときは
いくらになるの？

$$(本来請求金額)-(免除金額)=ご請求金額$$
$$4,180円 - 3,344円 = 836円$$

となります。

免除金額

事業用で契約している方	基本料金 (8m ³ まで)	超過料金 (1m ³ につき)
水道料金	2,200円	@275円
下水道使用料	1,672円	@209円
免除金額	3,872円	

左記の通り

**超過料金分は
免除の対象外**です。

⚠ お手続きにあたり、訪問や電話により直接のご連絡は一切いたしません。